



社会福祉法人 天 年 会

〒513-0821 三重県鈴鹿市地子町金生水814-30

TEL:059-383-0955

【 短期入所生活介護事業所 かなしょうず園 】 ※令和3年8月1日～

【 従来型個室 / 4床 】 利用負担額 (日額) 単位: 円

要介護度	サービス利用料	食費	滞在費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食費 300円 滞在費 320円	第2段階の方 食費 600円 滞在費 420円	第3段階の方① 食費 1000円 滞在費 820円	第3段階の方② 食費 1300円 滞在費 820円
1	726	1,700	1,480	3,906	1,346	1,746	2,546	2,846
2	805	1,700	1,480	3,985	1,425	1,825	2,625	2,925
3	887	1,700	1,480	4,067	1,507	1,907	2,707	3,007
4	967	1,700	1,480	4,147	1,587	1,987	2,787	3,087
5	1,045	1,700	1,480	4,225	1,665	2,065	2,865	3,165

【 多床室 / 15床 】 利用負担額 (日額) 単位: 円

要介護度	サービス利用料	食費	滞在費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食費 300円 滞在費 0円	第2段階の方 食費 600円 滞在費 370円	第3段階の方① 食費 1000円 滞在費 370円	第3段階の方② 食費 1300円 滞在費 370円
1	726	1,700	855	3,281	1,026	1,696	2,096	2,396
2	805	1,700	855	3,360	1,105	1,775	2,175	2,475
3	887	1,700	855	3,442	1,187	1,857	2,257	2,557
4	967	1,700	855	3,522	1,267	1,937	2,337	2,637
5	1,045	1,700	855	3,600	1,345	2,015	2,415	2,715

* サービス利用料には、・夜勤職員配置加算(Ⅲ)・サービス提供体制強化(I)・介護職員処遇改善加算(I)

介護職員等特定処遇改善加算(I)・地域加算(10.33円)が含まれております。※送迎加算・個別機能訓練加算は含まれておりません

* 送迎代は片道210円、往復420円です。(介護職員処遇改善 I ・介護職員等特定処遇改善加算(I)・地域加算が含まれております)

【 介護予防短期入所生活介護事業所 かなしょうず園 】 ※令和3年8月1日～

【 従来型個室 / 4床 】 利用負担額 (日額) 単位: 円

要支援度	サービス利用料	食費	滞在費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食費 300円 滞在費 320円	第2段階の方 食費 600円 滞在費 420円	第3段階の方① 食費 1000円 滞在費 820円	第3段階の方② 食費 1300円 滞在費 820円
1	537	1,700	1,480	3,717	1,157	1,557	2,357	2,657
2	661	1,700	1,480	3,841	1,281	1,681	2,481	2,781

【 多床室 / 15床 】 利用負担額 (日額) 単位: 円

要支援度	サービス利用料	食費	滞在費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食費 300円 滞在費 0円	第2段階の方 食費 600円 滞在費 370円	第3段階の方① 食費 1000円 滞在費 370円	第3段階の方② 食費 1300円 滞在費 370円
1	537	1,700	855	3,092	837	1,507	1,907	2,207
2	661	1,700	855	3,216	961	1,631	2,031	2,331

* サービス利用料には、サービス提供体制強化 I ・介護職員処遇改善加算(I)・介護職員等特定処遇改善加算(I)

地域加算(10.33円)が含まれております。※送迎加算・個別機能訓練加算は含まれておりません

* 送迎代は片道210円、往復420円です。(介護職員処遇改善 I ・介護職員等特定処遇改善加算(I)・地域加算が含まれております)

利用負担段階について

第1段階	・生活保護受給者。・世帯全員が市町民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等 が単身で1,000 万円(夫婦で 2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員が市町民税非課税であって、年金収入金額(※) + 合計所得金額が80万円以下	
第3段階①	・世帯全員が市町民税非課税であって、年金収入金額(※) + 合計所得金額が80万円超120万以下	2,000万円)以下
第3段階②	・世帯全員が市町民税非課税であって、年金収入金額(※) + 合計所得金額が120万円超	
第4段階	・世帯に課税者がいる者。・市町民税本人課税者	

※平成28年8月以降は、非課税年金も含む。